



元 気 に マ ジ メ に 笑 顔 を つ な ぐ

あゆみだよい

2020年1月31日発行

No.213



5月からの元号令和も、はや2年となりました。

令和元年度は、台風などにより、関東でも甚大な被害があり、東北などの地域を含め、被害を受けられた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年度は、あゆみの家にとって大きなターニングポイントでもあり、令和2年度より開始する、定員を45名から55名への拡充、うち5名枠の東京都の重症心身障害者通所事業を開始するための改修工事を行いました。

改修工事について

工事期間中は、戸山の障害者センター、東新宿の子ども総合センターへ一時移転させて頂き、移転先より年末に無事帰ることが出来ました。これも、ひとえに皆様のご理解とご協力のおかげと、心より感謝申し上げます。

工事の内容は、今まで4グループを、来年度より5グループにするために、ホームルームをもう1部屋作り、利用者用トイレの増設、各ホームルームへの天井走行リフトの増設、ホームルームの床の一部張り替え、送迎バスの乗降車や活動のスペースでもある中庭の排水機能の改良など、より利用者にとって使いやすい施設にするためのものでした。



(「令和」製作はサンサングループ)

令和2年度のあゆみの家について

あゆみの家では、「垣根のないチーム」をビジョンに利用者・保護者・職員・地域の方々との交流を今まで以上に深めていきます。所内では、1階(3グループ)・2階(2グループ)のユニット制での交流を行い、所外では散歩やお買い物、地域行事への参加を通して、より身近な関係を構築していきます。また、医療的ケアが必要な利用者支援についても、看護師と支援員がより連携してケアを行いながら、利用者の意思や個性に合わせた活動参加の選択を出来る様にしていきます。

あゆみ祭について

改修工事のために、毎年秋に行っている、あゆみ祭を今年度は中止とさせて頂きました。そこで、令和2年6月に、改修工事後のお披露目意味で、あゆみ祭を行う予定です。日程や内容は、後日、広報等でお知らせしますので、是非、リニューアルしたあゆみの家へお越し下さい。

今後も、あゆみの家と関わる方がより多くなる事で、地域の皆様とのつながりを深め、利用者と一緒に笑顔を紡ぐ施設でありたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本号の内容

冒頭あいさつ	1P	魅力いっぱい!わが街、落合	7P
あゆみの家観劇会	2P~3P	お知らせ	8P
あゆみの家は医療的ケアとどう向き合ってきたか?<第二回>	4P~6P	佐藤所長のコラム	8P

2019年秋 あゆみの家観劇会 あゆみの家に人形劇がやってきた～!

優しさ、ゆずりあうことの大切さを「パーク」が届けます…

がんばれローラー君

あらすじ

ごろごろと、ローラーくんがゆっくり道をなおしています。

スピードの速い自動車たちは、びゅんびゅん追い抜いていきます…。

ほんとうに大切なものは何かを、みんなの心をつなぐローラーくんが、
ほのぼのと語りかけます。

あゆみの家に人形劇がやってきました～！

あゆみの家の利用者は、どんなお話しなのか、ソワソワ、わくわく！

人形劇団パークによる人形劇の題目は、パーク人形劇場のマスコット、パー吉、ちびのオープニングショー。

パー吉とちびが動き回り、走る走る…！その次は、うさぎとカメによる徒競争。

意地悪なうさぎがのんびりカメさんを騙そうと、あれやこれやと画策しますが、さてさて…。

人形の表情や感情がこちらにも伝わります。

そして…がんばれローラー君！皆の為にがんばるローラー君が本当に大切なものを教えてくれます。

歌と音楽そしてワクワク感、楽しい観劇会になりました～！




劇団紹介 人形劇団パーク

人形劇団 パーク

創立は 1929 年と長い歴史をもつ人形劇団。1971 年に東京新宿に人形劇専門の常設劇場「パーク人形劇場」をオープン。常設劇場はもちろんのこと、日本全国各地・海外各国で人形劇の公演を行い、テレビ・映画など映像の分野においても活動しています。



あゆみの家は医療的ケアと どう向き合ってきたか？②

新宿区立障害者センター館長
矢沢 正春
(前あゆみの家所長)

あゆみの家で第3号研修を始める

平成23年は「医療的ケア提供システム」の提案書を作る作業と並行してもうひとつ大きな仕事がありました。あゆみの家の民営化(指定管理者制度)に法人が名乗りをあげて運営の受託を目指すことになりました。法人を設立してまだ11年目で福祉ホームやグループホームでは高齢化や重度化、医療的ケアへの対応の課題を抱える中で「重度・重症の障害者の最後の砦」と言わされたあゆみの家の運営を担うのは正直なところ荷が重いのではないかというが、多くの関係者の見方だったと思います。最終的には法人のミッションが『重い障害があっても地域で暮らすことが当たり前と誰もが認める地域にする』ことにあったこと、法人に「あゆみの家が大好き」な職員がいて、福祉ホームにもあゆみの家の通所者がいたことから法人が考える「重度障害者の地域自立」を提案することになりました。

こうして平成24年から常勤職員40名、非常勤20名の60名、法人では最も規模の大きな事業の運営が始まりました。区内の区立の障害者施設の指定管理者制度の導入はあゆみの家が最後でした。民営化に対する保護者の不安も大きく、区も保護者の合意形成に時間をかけて慎重に進めた結果です。一方、法人は各事業所から職員を引き抜き集めましたが全体の半数を確保するのが精一杯で、半数は外部採用、看護師も全員外部採用の寄り合いの所帯でした。

保護者の支持や理解を得るために区直営時代にはなかった法人ならではの特色ある事業の提案も求められました。

その結果、入浴サービスや家族のレスバイト(休息や介護負担軽減)を目的とした土曜日の日中預かり事業=土曜ケアサポートが新規事業として加わりました。また、外部委託していた短期入所も、安全・安心と重度化への対応からあゆみの家の常勤職員が従事することにしました。直営時代には職員の夜勤や土曜出勤はありませんでしたが、民営化により職員の労働密度は増すことになりました。

特に困ったのは、土曜ケアサポートです。家族のレスバイトという意味では医療的ケアを必要とする方の家族ほど不眠不休で介護にあたっているので土曜ケアは大きな助けになります。しかし、4名しかいない看護師を複数配置すると振替休日の平日の配置に支障が生じます。かといって1名配置だと他の利用者の見守りや応急手

当面に支障が生じます。結局、医療的ケアの受け入れ人数を制限するか外部の看護師をお願いするしか方法がありません。他にも外出行事や夜の外食のプログラムでも看護師の配置は網渡りでした。そこで共同事業体の看護師に土曜ケアサポートの現場支援を依頼しました。共同事業体としては、通所施設に対する支援は2~3年後という計画だったのでフライングでしたが「年度内に第3号研修を始めたいので医療職への実地指導と福祉職との連携のあり方を探るために」という理由もこじつけてお願いしました。

この年は、重度・重症の障害者の通所施設の運営にとって重要な法律改正がありました。「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により「一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できる」ことになりました。これで介護職員が吸引や経管栄養の手技を行っても違法ではなくなりました。必要な「一定の研修」というのが第3号研修です。しかし、この研修は最低でも90分で6回の講義と2時間以上の実地研修が必要でしたが、利用者がいる時間帯に職員を派遣する余裕がありません。せめて新宿区内、できれば通所者が帰宅後にあゆみの家で研修ができるば何とかなります。一方、共同事業体は実施事業に「介護職員に対する集合研修」を掲げていたので第3号研修の登録研修機関の申請をして9月付で認可されました。法改正の初年度に研修機関となつたのは都内で8事業所でしたが、新宿区は2番目の早さでした。こうして9月20日に第1回目の第3号研修を新宿区の通所施設として初めて実施しました。





次の難題はペーパードライバー化

3号研修の実施目的は、①医療的ケアに関与できる職員が増えることで看護師の負担軽減を図ることができること。②職員全体の支援技術の向上につながることでした。そのため研修にあたっては基本的な知識の習得は全員参加で実施して、後半の手技やリスク管理、実地研修は資格取得をめざす職員が行いました。職員は、利用者が帰宅した夕方、体力的にも集中力の面でもしんどい時間帯に研修をこなしました。研修は9月に始めて終了は2月末までの半年に及び3月に筆記と実技の試験という日程でしたが、共同事業体の医師や看護師、区の担当職員も親身になって応援してくれました。6名の資格取得が決まった時はみんなが安堵して、私もがんばった職員を誇らしく思いました。

しかし、これで医療的ケアの取り組みは「めでたし、めでたし」というわけではありませんでした。

何とか資格取得にこぎつけたものの現場の導入に結び付けることができませんでした。車で言えば免許は取ったもののペーパードライバーになってきました。何故そんなことになってしまったのか？

ひとつの原因是、現場で実施するためには新たに生じる事務量が多く煩雑だったことがあります。それまで認めてこなかったことを認めるわけだから万が一にも事故があつてはならないということで、指示書やケア記録を詳細に残すことが必要でした。しかも看護師の指導や連携のもとに行わなければならぬので看護師も記録の作成や確認に関与しなければなりません。日常のケア記録だけでも大変な上に仕事が増えるので「そこまでしなければいけないなら自分でやった方が楽」となります。ふたつ目の原因是、資格を取ったのですぐに「やりたい職員」と看護師の目から見て「やらせたい職員」のギャップが生じていたことがあります。こればかりは、「多少の失敗には目をつむって、やりながら覚えればいい。業務命令で押し切ればいい」というわけにはいきません。ここでも福祉職と医療職のコミュニケーションの難しさがありました。

そんな状態でしたが次年度も引き続き3号研修を実施しました。運営移管から4年目になり職員のチームワークも良くなり、保護者との関係も良くなっていました。この年の『利用者満足度調査』では「あゆみの家にずっと通わせたいと思う」という前向きな回答が96%になり、重度重症の障害者にとってあゆみの家は文字通り“最後の砦”なんだと痛感しましたが、医療的ケアへの取り組みは、ますます困難を抱える事態になりました。



あり方検討会を立ち上げ

障害の重度化や保護者の高齢化にどう対処するかは運営移管前からあゆみの家の将来にとって重要な課題でしたが、日々の利用者支援ではそれを痛感する事態や事故はなく平和な日々を送っていました。しかし、4年目を迎えるころから事態は急展開しました。例えば、こんな利用者の課題が生じました。

【利用者Aさん】進行性の障害を持つ方で最近通所バスの中でもせがひどくなり、バス利用に不安が増しているため看護師から自主通所への変更を提案されているが、保護者の理解は得られていない。【Bさん】胃瘻の造設の手術をして退院した方について、所属グループには既に医療的ケアの頻度の高い方が2名いるので他のグループへの移籍を検討した。結局、看護師配置が困難なので3名の通所日数を減らすことでの調整をしたいが家族の理解を得ることが難しい。【Cさん】呼吸系の手術をして人工呼吸器を使用することになった。手術をした医師と保護者は利用制限の必要はなく、従来通りの通所可能という見解。都内の他の施設では人工呼吸器使用の利用者に対してはリスク管理の観点から利用日数や利用内容に制限を設ける例が多いので看護師と施設の嘱託医は同様の対応もやむなしという見解。【Dさん】感染症を発症していないが、綠膿菌の保菌者が通所を希望している。感染症への抵抗力が弱い利用者もいる中でどこまで受け入れが可能なのか。

本人の主治医や区の保健予防医師(課長)は、受け入れすべきで拒否すれば人権侵害にあたるという見解。施設の嘱託医、医療的ケアの指導医は、所内感染のリスクを考慮して保菌者でなくなるまで通所は認めないとする見解。福祉職や保護者も見解は分かれます。

目の前にこのような困難を抱えている利用者が現れる中でこれは管理者や職員の心がけや努力で何となる問題ではないのでご家族、行政、現場職員、法人経営層も含め、みんなの知恵と力を借りる他にとても乗り切れないと思い、その年の事業計画にはありませんでしたが、「あゆみの家のあり方検討会」を立ち上げました。誰の責任なのかという責任追及よりも、様々ある選択肢、正解の中から関係者が、それぞれの認識を深めながら合意形成を図る共同作業を始めることが必要だと考えたからです。

検討会の発足から1か月後の保護者会で現場の雰囲気を次のように説明しました。「現場では看護師から『利用者の中には医療型と呼ばれる療育センターでないと対応が難しい方がいる。本来なら医師が常駐していて病院との連携等、医療と看護の支援体制が整った施設で支援すべき』という問題提起がありました。生活支援の職員からも「重度化への対応で現場は疲弊している。重度化



の進行に職員の専門性や熟練性が追いついていないという不安がある。そもそもどこまで医療的ケアの利用者を受け入れるのか、方針と対策を示してほしい」という要望が出ました。

法人は、利用者の将来を考えると重度化や高齢化の課題に、いずれはしっかり取り組まなければと考えていましたが、この問題は「将来」ではなく「現在」の問題であり、早急に手を打つべきという声にこたえる必要に迫られました。』

こうして職員は月1回ペースで管理職とリーダー層の検討会を開催。保護者については全体保護者会で「現状と課題」や「検討会の立ち上げについて」報告をしてから職員と「合同検討会」、その結果を受けて「合同意見交換会」を開催しました。また、区に対してはこの間の経過報告、区のバックアップや新たな対応策について担当職員と相談を重ねました。その過程で浮上したのが東京都の「重症心身障害者通所事業」の活用による医療的ケアの体制整備や健康支援の充実、職員配置や利用定員の増員に向けた検討でした。

検討会の報告書を職員、保護者、区に配布して半年後頃に区から内々に「重症心身障害者通所事業」の導入について東京都と協議を始めたと話がきました。



施設は誰のためにあるの？

そもそも「施設は誰のためにあるのか？」この問いにほとんどの方は即座に「利用者のために」と答えるでしょう。法人の経営理念の第一は「当事者主体」です。社会福祉法人の多くもこの理念を掲げています。その上で「どんなに障害が重くても住み慣れた地域で暮らし続けたい」という願いにこたえること（その人らしい地域自立）が第二の経営理念です。しかし、ある職員は「利用者第一、本人や家族の願いに寄り添う」という自明の理念の下で職員は保護者のいいなりになって、自分の意見を封印して疲弊している。それでいいのか？」と悲鳴をあげました。

利用者のためにより良いサービスを提供するには職員が健康であることが欠かせません。サービスの質の良し悪しや介護事故の発生の確率と職員の心身の健康状態は深く関係しています。また上司や同僚、利用者のご家族と率直な意見交換ができるメンタル面での健康も不可欠です。まっとうな労働環境、働き方ができることも欠かせません。

『そう考えると施設が「利用者のために」存在するためには、その一方で職員と保護者の間で施設は「職員のため」にも存在しているという共通認識を持つことが重要です。職員が利用者支援に幸

せや満足感を感じることができる労働環境と働き方を行政や法人幹部の協力や支援を得て作る責任を施設の管理者は負っています。検討会を始めるにあたり職員向けに意向調査を行い「あゆみの家のここが好き、魅力！」を書いてもらいました。すると多くの職員が繰り返し綴ったキーワードは「利用者の笑顔」「利用者が大好き」「利用者の魅力」「チームワーク」「一生懸命、熱意」「自由な気風」でした。検討会で出た十人十色の意見を取りまとめる自信はありませんでしたが、あゆみの家の将来に希望は持てると思いました。

あゆみの家で働いていた最後の1年はそんなことを考えるに至りました。法人が掲げる「当事者主体」の当事者には、障害者だけでなく、職員も含まれると考えるべきだと思うようになりました。

そして、今思うこと。「施設とは、当事者を中心にながら職員やご家族、協力業者や行政、地域住民の皆さん等、施設に関わる全ての人たちの理解と幸福感や満足感を基礎に存在するものだ」ということです。

続きを読むは次号に続く

※次号も矢沢さんより【あゆみの家は医療的ケアとどう向き合ってきたか?】を掲載いたします。

重症心身障害者通所事業とは・・・障害者総合支援法及び東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に基づき、在宅の重症心身障害をもつ方がご家族とともに住み慣れた地域社会の中で、できるだけ長い期間生活していくように、自宅からの通所により、健康管理、日常生活の支援等の必要な療育サービスを行うことを目的としています。



協力・街・落合
わが街、落合

『スーパーいせみつ』

あゆみの家から徒歩1分。あゆみ職員ご用達の
『スーパーいせみつ』を今回はピックアップ～🐰



お客様方のお陰を持ちまして当地に開業して50年を過ぎました。
生鮮3品を中心に、お肉・パン・菓子・お酒・雑貨を販売しております。



新鮮野菜、店長が厳選した野菜を選んでいます。



新井薬師・西島畜産のおいしいお肉です。
国産のお肉のみ販売しています!

スーパー伊勢光情報コーナー

1. 店名の由来

先代のご主人が日本橋の酒問屋に勤めており、酒問屋の店名が【伊勢】であったこと。

お爺様のお名前の一字【光】を合わせて伊勢光（いせこう）という店名になりました。お客様が「いせみつ」「いせみつ」と呼ぶようになり【いせこう】→現在の【いせみつ】に店名を変え現在に至ることでした。

2. お店の商品

生鮮食料品・青果・生肉・塩干物・パン・菓子・お酒・雑貨・他

3. 地域の変化について

昔は、肉屋・八百屋等多くありました。時代の流れと共にコンビニエンスストアや大型スーパーが増えました。地域に住んでいる方々も高齢化が進んでいると思いました。

4. あゆみの家に思う事

定期的に利用者さんが買い物に来てくれます。買い物を通じて福祉施設と交流ができるのは大切です。これからもよろしくお願いします。

5. お店の今後について

後継者問題を考えていく必要があります。



『スーパーいせみつ』

定休日： 第2・第4日曜日

営業時間： 9:00～21:00 (祭日は20:00迄)

住所： 新宿区西落合2-7-16

石塚社長・従業員の皆様ご協力ありがとうございました。
お買い物上手は家庭の幸せ【伊勢光】さんで買い物を!



ショートステイ情報

相談支援を行う中でショートステイについてのお問い合わせが多くございます。

今回、参考までに新宿区外でショートステイを利用できる事業所をご紹介致します。

どの事業所も医療的ケアの方の受入れも行っています。

詳細な情報をご希望の場合は、直接下記の連絡先へお電話いただか、相談支援係までご連絡ください。

東京リハビリテーションセンター世田谷

住所：世田谷区松原 6-37-1
TEL：03-6379-0427

縁成会整育園

住所：小平市小川町 1-741-34
TEL：042-341-3013

清瀬療護園

住所：清瀬市竹丘 3-1-72
TEL：042-493-3235



楽しく考えたくなる公園

今回は、近くにある哲学堂公園を散策して哲学に触れてみました。

哲学堂公園は、もともと鎌倉時代の源賴朝の重臣 和田義盛の城跡で、哲学者・教育者の井上円了先生が、明治三十七年にこの土地を購入され、自らの退院所および一般人の精神修養的公園として私費を投じて整備したそうです。

お寺の山門に当たる哲理門（妖怪門）は、仁王像ではなく、向かつて右に天狗（物質界を表す）、左に幽鬼（精神界を表す）が出迎えます。門をくぐると中心広場（時空閣）中央に四聖堂、右に六賢台があります。「四聖堂」の四聖とは、孔子、釈迦、カント、ソクラテスを祀り、「哲学堂」と称した事が名前の由来とのことです。また、六賢台の六賢とは、聖徳太子、菅原道真、中国の莊子・朱子、イイドの龍樹・迦毘羅仙（かびらせん）を表しており、これらの人々に眞実を知る事を促している旨の説明文がありました。

佐藤のコラム

広場に佇んでいると、これらの主要施設の配置は、法隆寺の伽藍にも似ている感します。法隆寺は、全体的にどこなく憂いを含んだ美しさを感じますが、哲学堂は、妖怪門をはじめ、どこなくユーモアを感じます。

法隆寺を建立した聖徳太子により制定された、十七条憲法の第一条に、「和を以つて貴しとする」とあります。その内容は、「間わる人が調和して、道理を行き渡らせたら出来ない事は無い。」と「事をきており、正に、あゆみの家のヒジンドアリ」「垣根の無いチー」と通じるものを感じました。

私は、哲学を学んだ事はないですが、公園内を歩いてただけで、肩の力を抜いて楽しくで考えられる様に思います。また、同じ哲学堂公園でも、季節によって様々な表情を見せ、その時々の問いかけをしてくれるのでしき。あゆみの家の近所の方、通りすがりの方、間わりのある方が施設を訪れる度に、楽しい刺激と活気を得て、一緒に調和できる施設にしてしまいたいと改めて思いました。